

## 結城市個人情報保護条例の改正の概要

市の実施機関が保有する個人情報のより適切な管理を行うため、以下の改正を行う。

### 1 保有個人情報の適切な消去（第6条関係）

記録の保管の必要がなくなった保有個人情報を速やかに廃棄又は消去することを実施機関に義務付ける。

### 2 目的外利用又は提供することができる要件の追加（第8条関係）

- (1) 当該個人情報が出版、報道等により既に公となっているときは、既に誰でも知り得る状態になっていることから、利用又は提供することができることを規定する。
- (2) 人の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に必要があるときは、利用又は提供することができることを規定する。

### 3 委託等に伴う措置の明確化（第10条の2関係）

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じることを義務付けるとともに、受託者に対し個人情報の適正な管理について必要な措置を講じることを義務付けることを明確化する。あわせて、指定管理者についても同様の取扱いとする。

### 4 適用除外事項の追加（第43条関係）

統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、統計法等により秘密の保護、目的外利用の禁止等の所要の保護措置が採られていることから、この条例を適用しないことを規定する。

### 5 罰則の対象者の追加（第50条関係）

指定管理者についても個人情報の保護について適切な措置を講ずることを義務付けたことに伴い、罰則の対象者に指定管理の業務を行う者等を追加する。